

国の債権に係る情報の公表

消費者庁（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和元年度						令和2年度						令和3年度					
	管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額				管理対象債権額		消滅額			
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち不納欠損額	うち不納欠損額
合 計	9	0	9	9	0	-	9	-	4	-	4	4	-	-	4	-	144	0
備 考	(管理対象債権額) 返納金債権 9百万円 延滞金債権 0百万円		(消滅額) 返納金債権 9百万円 延滞金債権 0百万円				(管理対象債権額) 返納金債権 4百万円		(消滅額) 返納金債権 4百万円				(管理対象債権額) 返納金債権 144百万円 延滞金債権 0百万円		(消滅額) 返納金債権 144百万円 延滞金債権 0百万円			

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徵収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和元年度末現在額						令和2年度末現在額						令和3年度末現在額					
	一般分(徴収停止分を除く。)				徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)				徴収停止分		一般分(徴収停止分を除く。)				徴収停止分	
	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	合計	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額	履行期限到来額
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

消費者庁所管

一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

消費者庁所管

一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

消費者庁所管

一般会計

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし